

みどりの丘

介護老人保健施設 みどりの丘 介護保健施設サービス利用契約書

（契約の目的）

第1条 介護老人保健施設 みどりの丘（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人となる者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約書は、利用者が介護老人保健施設入所利用契約同意書を当施設に提出したのち、平成24年10月1日以降から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の契約同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、2週間以上前までに退所の意思表示をすることにより、本契約書に基づく入所利用を解除・終了することができます。

（当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約書に定める利用料金を2か月分以上滞納し、こちらの催促にもかかわらず30日以内に支払わない場合
- ⑤ 利用者又はその家族の関係者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、故意又は過失により生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為等を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を発生させるなど、不信行為又は反社会的行為を行い、事業者の申し入れにも関わらず、これに従わない場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

みどりの丘

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第5条 以下の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、本契約は終了するものとします。

- ①利用者から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間間が満了した場合。
- ②本契約が解約された場合。
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ⑦利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会勢力の関係者であると判明した場合。
- ⑧利用者が死亡した場合。

2 事業者は、前項⑦、⑧を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約書に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、利用者の家族又は身元引受人へ、身体拘束を行う根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明を行うとともに同意を得ることとします。

みどりの丘

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第 9 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門医療機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門医療機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者又は利用者の家族等、身元引受人が指定する者及び行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で 1 階エントランスホールに設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

みどりの丘

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

みどりの丘

<別紙1>

介護老人保健施設みどりの丘 重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

本書は、介護保健施設サービスの提供開始にあたり、平成11年3月31日厚生労働省第37号第8条に基づき、事業者が利用者に説明すべき重要事項を記載しています。

1. 施設の概要

(1) 事業者の名称等

事業者の名称	医療法人社団 倫生会
住所	〒651-2133 兵庫県神戸市西区枝吉1丁目16番地
法人種別	医療法人社団
代表者名	理事長 室生 卓
業務の概要	病院および高齢者介護施設の運営
電話番号	(078) 928-1700
FAX 番号	(078) 928-1772
HP URL	http://midori-hp.or.jp
設立年月	平成15年4月

(2) 施設の名称等

施設の名称	介護老人保健施設 みどりの丘
施設の所在地	〒655-0008 兵庫県神戸市垂水区小束台868番1130
介護保険事業者番号	2850880093
開設年月日	平成24年10月1日
施設長の氏名	中安 慎二
電話番号	078-798-3600
FAX 番号	078-798-3603
HP URL	http://rouken-midori.jp
その他の事業	訪問リハビリテーション
構造	鉄筋コンクリート造4階建て
延床面積	5732.82㎡
入所定員	100名
交通機関	山陽バス 161系統(地下鉄学園都市駅⇒小束台バス停下車) 54系統(JR舞子駅⇒小束山6丁目) 順心神戸病院前バス停徒歩1分 高速道路 第2神明北線 学園南IC

みどりの丘

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<みどりの丘 理念>

「倫（とも）に生きる」

<みどりの丘 基本方針>

- ① 利用者の意思を尊重し、利用者に応じた目標と支援計画を立て、チームケアを提供します。
- ② 自立した在宅生活が継続できるよう、他サービス機関とも連携して総合的に支援します。
- ③ 高齢者の孤立を防ぐため、様々な相談や情報提供を行います。
- ④ 地域に根ざした開かれた施設として幅広い文化的交流を大切にします。

(4) 施設の職員体制

従業者の職種	人数	区分				常勤換算後の人数(人)
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	0	1	0	0	1
医師	1	0	1	0	0	1
薬剤師	1	0	0	1	0	0.8
看護職員	12	7	0	5	0	9.8
介護職員	47	36	0	11	0	44
支援相談員	3	3	0	0	0	3
理学療法士	5	2	0	3	0	3.9
作業療法士	4	2	0	2	0	3
言語聴覚士	1	0	1	0	0	0.5
管理栄養士	1	1	0	0	0	1
介護支援専門員	1	1	0	0	0	1
調理員、事務員等 その他の従業者	21	4	0	17	0	12.8

職務内容

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

みどりの丘

- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成・変更を行うほか、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(5) 入所定員等

入所定員	100 名
療養室	全室個室
ユニット人数	10 人
ユニット数	10 ユニット

<ユニット名>

- 2F ひだまり・・・1丁目、2丁目、3丁目、5丁目
- 3F あけぼの・・・1丁目、2丁目、3丁目、5丁目
- 4F あさざり・・・1丁目、2丁目

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として各ユニットの食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護（体調管理や服薬管理、PEG、バルーン、ストマなどの医療ニーズ対応に対応します。）
- ⑥ 排泄（利用者の身体の状態に応じて、必要な排泄の介助を行います。）
- ⑦ リハビリテーション（理学療法士・作業療法士などによる、様々な利用者のニーズにあったリハビリテーションを提供します。）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

みどりの丘

- ⑩ 理美容サービス（原則月 1 回実施します。）
- ⑪ 行政手続代行（必要に応じて対応します。）
- ⑫ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関	病院名	神戸掖済会病院（078-781-7811）
	所在地	神戸市垂水区学が丘 1 丁目 2 1 番 1 号
	診療科	内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科
	入院設備	317 床
医療機関	病院名	みどり病院（TEL078-928-1700）
	所在地	神戸市西区枝吉 1 丁目 16 番地
	診療科	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、内視鏡内科、人工透析内科、緩和ケア内科、外科、消化器外科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
	入院設備	108 床
歯科	病院名	大山歯科クリニック（TEL078-754-0841）
	所在地	神戸市垂水区桃山台 6 丁目 1499-2
	診療科	歯科
	入院設備	なし

＜施設以外の医療機関へ受診する際の連絡について＞

受診の必要があり事前に連絡できる場合は身元引受人又はご家族様へ連絡します。

緊急時も同様に連絡しますが、連絡がとれない場合は事後になりますのでご了承ください。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

みどりの丘

4. 施設利用に当たっての留意事項

食事	施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
来訪・面会	面会時間 平日 10:00～18:00 土日祝 10:00～18:00 面会に来られた時は1階カウンターの面会簿に記載して下さい。 尚、正面玄関は17:30に閉まりますので、それ以降は職員通用口より出入り下さい。
外出・外泊	外出・外泊される場合は、3日前までに身元引受人より支援相談員へご相談下さい。 尚、一度の外泊は最高「5泊6日」までとなっています。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
所持金・備品等の持ち込み	所持金・備品等の持ち込みは個別の対応とさせていただきますので希望者の方はご相談ください。ただし、持ち込む場合は自己の責任で管理して頂くこととなります。当施設は、紛失・盗難・破損等があった場合は責任を負わないものとさせていただきます。
食品の持ち込み	特例を除き（医師の指示があるもの）、原則食品の持ち込みはお断りしております。
施設外での受診	施設外の医療機関への受診は原則できません。必要な場合は必ず支援相談員まで事前に申し出をしてください。
火気	火気の取り扱いは、禁止させていただきます。
飲酒	施設内の飲酒は、原則禁止させていただきます。
喫煙	施設内の喫煙は、禁止させていただきます。
ペット	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

みどりの丘

迷惑行為	他利用者への迷惑行為は、禁止させていただきます。
禁止行為	当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の当施設内での「営業行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
利用者間による金品の受け渡し	利用者間での金品の受け渡しは禁止です。
引き受けかねる対応	利用者又はご家族より以下のような要望があっても、対応しかねますのでご了承下さい。 ①利用者本人にとって不適切又は介助時に苦痛を伴うこと ②事業所の業務運営上、不可能なこと ③利用者の生命に危険が及ぶようなこと

5. 非常災害対策

防災設備	<設備名称>
	・自動火災報知設備
	・誘導灯設備
	・非常放送設備
	・自動通報装置設備
	・スプリンクラー設備
	・防火水槽設備
	・フード消火設備
	・消火器
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。
防災訓練	年2回
消防計画等	神戸市垂水消防署への届出日：平成24年8月28日 防火管理責任者：黒坂 武弘
非常災害時の対応	別途定める「みどりの丘 消防計画」に則り対応を行います。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
(電話 078-798-3600)

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階エントランスホールに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、施設長に直接お申し出いただくこともできます。

◇その他介護保険サービスの苦情相談窓口

兵庫県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	連絡先	(078) 332-5617
	受付時間	午前8時45分～午後5時15分 (土曜、日曜、年末年始を除く)

みどりの丘

神戸市消費生活センター	連絡先	(078) 371-1221
	受付時間	(平日) 午前9時00分～午後17時00分

神戸市保健福祉局監査指導部	連絡先	(078) 322-6242
	受付時間	(平日) 午前8時45分～12時00分／午後1時00分～午後5時30分

高齢者虐待通報専用電話	連絡先	(078) 322-6774
	受付時間	(平日) 午前8時45分～12時00分／午後1時00分～午後5時30分

7. 高齢者虐待防止について

当施設では、利用者の人権の擁護・虐待防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業員の人権意識や知識、技術の向上に努めます。
- ②適切なケアを提供ができるように個別の計画書作成等適切な支援の実施に努めます。
- ③適切なケアを提供ができるように苦情相談受付体制や働きやすい職場環境整備に努めます。

8. サービス提供記録の保管

- ①当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- ②当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

9. 損害賠償

- ①介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- ②利用者の責に帰すべき事由によって、当施設の損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 損害保険への加入

事業者は、損害賠償保険などの損害保険に加入しており、その保険契約の内容については、希望に応じて情報公開するものとします。

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご覧ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

(令和6年9月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分(1割の場合)です ※負担割合により異なります

・要介護1	845円	(923円)	
・要介護2	894円	(1,003円)	
・要介護3	962円	(1,073円)	
・要介護4	1,020円	(1,135円)	
・要介護5	1,073円	(1,191円)	※()内の金額は在宅強化型の場合

その他加算は以下の通りになります

・ 初期加算(Ⅰ)	63円
・ 初期加算(Ⅱ)	32円
・ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円
・ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円
・ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7円
・ 夜勤職員配置加算	26円

みどりの丘

・ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	272円
・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	253円
・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円
・ 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	158円
・ 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	127円
・ 若年性認知症利用者受入加算	127円
・ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円
・ 栄養マネジメント強化加算	12円
・ 療養食加算	7円
・ 経口移行加算	30円
・ 経口維持加算（Ⅰ）	422円
・ 経口維持加算（Ⅱ）	106円
・ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	95円
・ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	116円
・ 退所時栄養情報連携加算	74円
・ 再入所時栄養連携加算	211円
・ 外泊時費用	382円
・ 在宅サービスを利用したときの費用	844円
・ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	475円
・ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	506円
・ 試行的退所時指導加算	422円
・ 退所時情報提供加算（Ⅰ）	527円
・ 退所時情報提供加算（Ⅱ）	264円
・ 入退所前連携加算（Ⅰ）	632円
・ 入退所前連携加算（Ⅱ）	422円
・ 訪問看護指示加算	317円
・ 所定疾患施設療養費（Ⅰ）	252円
・ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）	506円
・ 緊急時治療管理	546円
・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円
・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円
・ 排泄支援加算（Ⅰ）	11円
・ 排泄支援加算（Ⅱ）	16円
・ 排泄支援加算（Ⅲ）	21円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	148円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	74円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	253円
・ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	105円
・ ターミナルケア加算（死亡日）	2,003円
・ ターミナルケア加算（2～3日）	959円
・ ターミナルケア加算（4～30日）	168円

みどりの丘

・ ターミナル（31～45 日）	76円
・ 自立支援促進加算	316円
・ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	42円
・ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	63円
・ 安全対策体制加算	21円
・ 高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅰ	11円
・ 高齢者施設等感染対策向上加算 Ⅱ	5円
・ 新興感染症等施設療養費	253円
・ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	105円
・ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円
・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ	54円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数に 7.5%を乗じた単位数の100分の100）	

※1 介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額（自己負担分ではありません）が必要となります。

※2 上記金額は、厚生労働大臣が告示で定める金額があり、法律が改定された場合は、これらの金額を自動的に改訂します。

※3 利用者が要介護認定を受けられていない場合や居宅サービス計画が作成されていない場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。その場合は、保険給付の申請に必要な「サービス提供明細書」を発行します。

（2）その他の料金

① 食費（1日当たり）

・ 第1段階	300円
・ 第2段階	390円
・ 第3段階①	650円
・ 第3段階②	1,360円
・ 第4段階	2,000円

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・ 第1段階	880円
・ 第2段階	880円
・ 第3段階	1,370円
・ 第4段階	2,160円

③ 特別な室料（1日当たり）

・ 28室（2・3階海側）	1,100円
・ 20室（4階）	2,200円（税込）

④ 教養娯楽費（1日当たり） 100円

⑤ 日常生活品費（1日当たり） 100円・120円

⑥ 電化製品持ち込み料（1品当たり） 30円

みどりの丘

⑦ 特別食費（1日当たり） 50円

水分補給として清涼飲料水等を午前、午後、入浴後に提供

⑧ 理美容代 実費（1,000円～5,300円程度。別途資料をご覧ください。）

⑨ 文書代等 1,100円～11,000円

⑩ エンゼルケア（ターミナルケア） 11,000円

⑪ 寝間着（浴衣） 2,200円

⑫ その他 口腔ケアや日常生活に必要な物品等については実費請求となります。

※消費税法その他関係法令の改正や経済状況の変化、その他やむを得ない事由により、上記金額を見直すことがあります。

（3）支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としとなります。

<別紙3>

個人情報利用目的 (平成29年4月1日現在)

介護老人保健施設 みどりの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ー入退所等の管理
 - ー会計・経理
 - ー事故等の報告
 - ー当該利用者の介護・医療サービスの向上
 - ー個人カルテ（顔写真掲載）

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ー利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ー利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ー検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ー家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ー保険事務の委託
 - ー審査支払機関へのレセプトの提出
 - ー審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ー当施設において行われる学生の実習への協力
 - ー当施設において行われる事例研究
 - ー当施設で作成する広報誌等

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ー外部監査機関への情報提供

※当施設では個人カルテに顔写真の掲載、施設での生活の様子を写真撮影します。
顔写真の希望を望まれない方は申し出てください。

みどりの丘

介護老人保健施設入所利用契約同意書

介護老人保健施設 みどりの丘を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用契約書及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

また、サービス利用料金等の支払債務については、各連帯保証人は利用者本人と連帯して100万円を限度として保証債務を負います。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人・連帯保証人1>

住 所

氏 名

印

<身元引受人・連帯保証人2>

住 所

氏 名

印

<事業者>

所在地 〒651-2133

神戸市西区枝吉1丁目16番地

事業者名 医療法人社団 倫生会

施設名 介護老人保健施設 みどりの丘

電話番号 (078) 798-3600

(介護保険事業者番号) 2850880093

代表者 理事長 室生 卓

印

説明日

年

月

日

説明者

氏名

みどりの丘

介護老人保健施設 みどりの丘

施設長 中安 慎二 殿

【本契約書第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本契約書第 10 条緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

《第 1》

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

《第 2》

・氏 名	(続柄)
・電話番号	

《第 3》

・氏 名	(続柄)
・電話番号	